個人番号カードとマイ・ポータルに関わる最新動向について

内閣官房 社会保障改革担当室

マイナンバー制度について

マイナンバー制度関連四法の成立・公布

【平成25年５月24日成立・31日公布】

- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（マイナンバー法）**

→行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野の情報を照合し、これらが同一の者に関するものであるかどうかを確認することができる情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請等の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手続その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるもの。

- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）**

→行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、三十六の関係法律の規定の整備等を行うため、所要の措置を定めるもの。

- **地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）**

→地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるもの。

- **内閣法等の一部を改正する法律（平成25年法律第22号）（政府CIO法）**

→内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、内閣情報通信政策監を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に加える等の措置を講ずるもの。

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ＩＴを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

番号制度導入によるメリット～導入前～

住　民

各種手当の申請時、関係各機関を回って、**添付書類を揃える。**

各種手当の申請時に必要となる情報（例）
- 住民票関係情報（市町村長）
- 地方税関係情報（市町村長）
- 障害者関係情報（都道府県知事）
- 医療保険給付関係情報（医療保険者）
- 年金給付関係情報（公的年金給付の支給者）

各種添付書類等

行政機関・地方公共団体等の間や、各団体内部の業務間における**情報の連携が不足**していること等から、**本来給付を受けることができるが未受給となっている者**がいる一方で、本来給付を受けることができないにもかかわらず**不正に給付を受けている者**がいる状況が発生。

「住民」と「行政」の両者にとって過重な負担

行　政

① 確認作業等に係る業務に多大のコスト
- 住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から収受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。
- 外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、転記・照合・電算入力ミスが発生する可能性。
- 手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる。

② 業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多い。

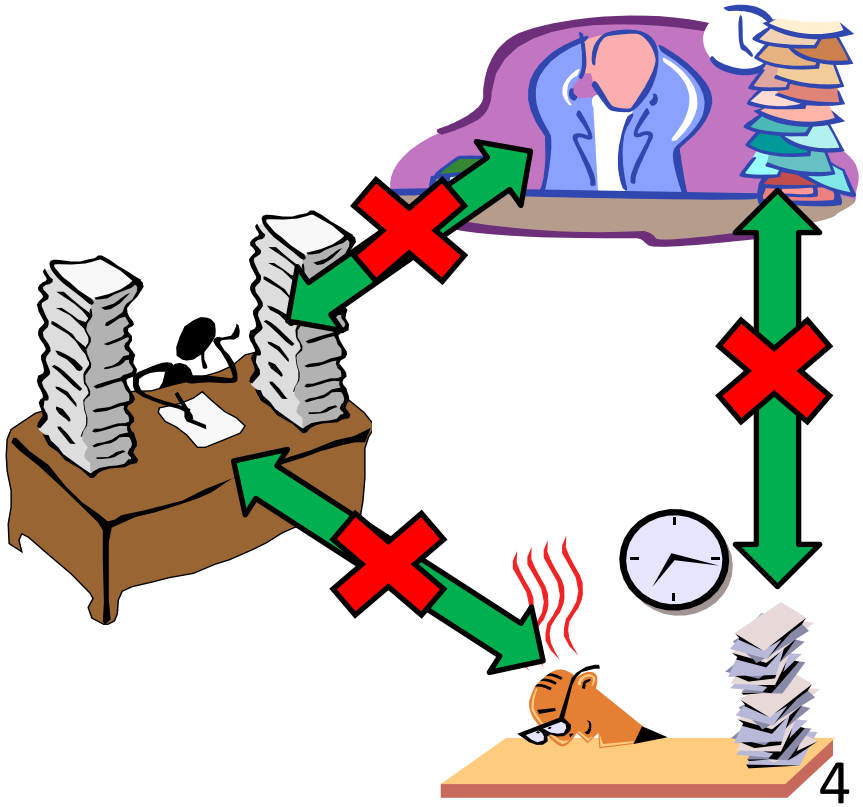

番号制度導入によるメリット～導入後～

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、**同一人の情報であるということの確認**を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、**真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援**が期待される。

諸手当申請書

番号で、こう変わる

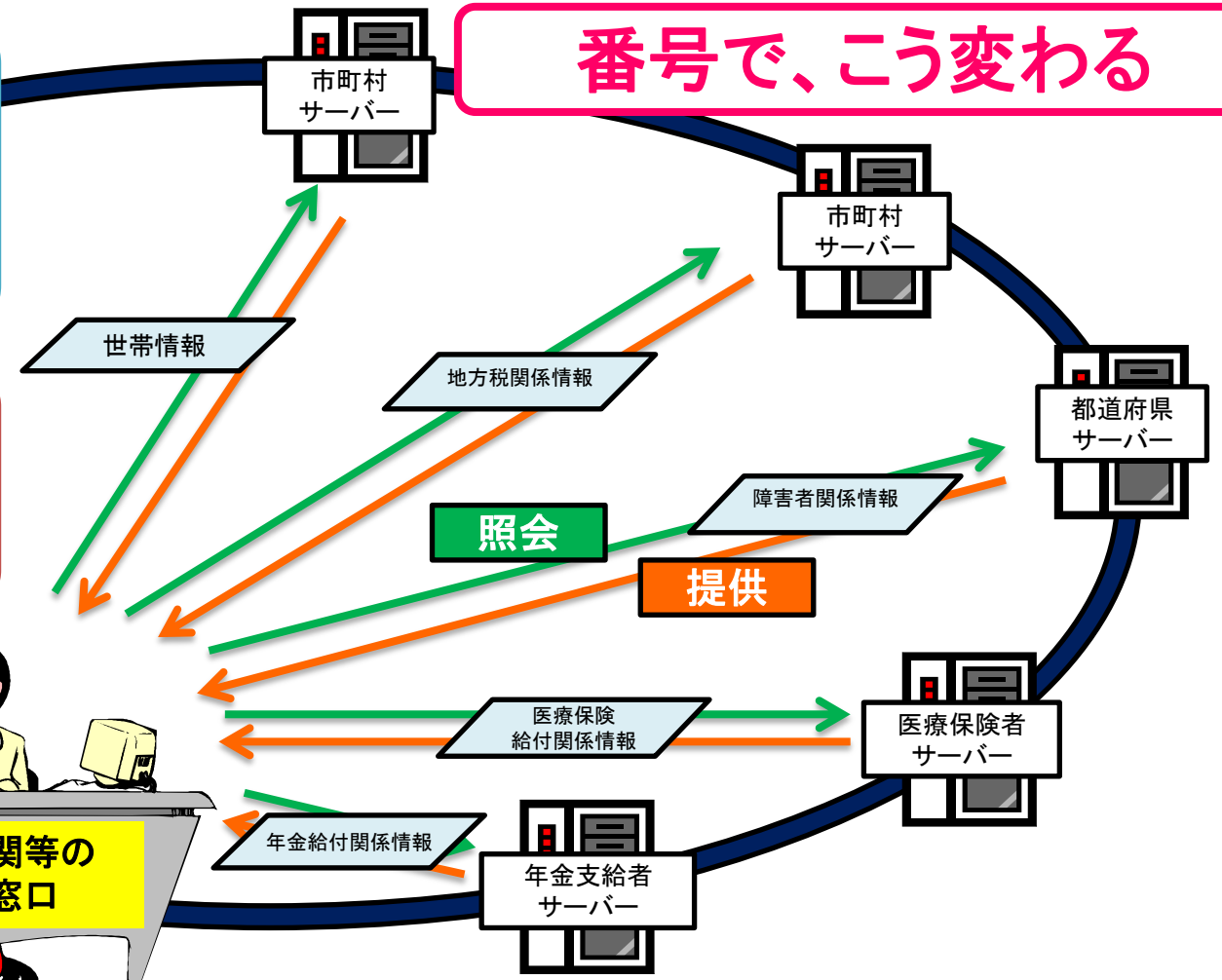

社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、**申請者が窓口で提出する書類が簡素化される**こととなる。

社会保障・税番号制度の仕組み

◎個人に
①悉皆性（住民票を有する全員に付番）
②唯一無二性（1人1番号で重複の無いように付番）
③「民−民−官」の関係で流通させて利用可能な視認性（見える番号）
④最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている新たな「個人番号」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け（※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く）

③本人確認

◎個人が自分が自分であることを証明するための仕組み

◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。

- ＩＣカードの券面とＩＣチップに個人番号と基本４情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

個人番号・法人番号の付番

個人に付する「個人番号」（マイナンバー）

付番

- **市町村長は**、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、**個人番号を指定**し、その者に対し、当該個人番号を**通知カードにより通知**しなければならない。（第7条第1項）

※対象者は住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人。
※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。
※個人番号の桁数は、**１２桁**。

変更

- 市町村長は、**個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるとき**は、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。（第7条第2項）

番号生成機関

- 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ**地方公共団体情報システム機構に対し**、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、**個人番号とすべき番号の生成を求める**。（第8条第1項）
- 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。（第8条第2項）

法人等に付する「法人番号」

付番

- **国税庁長官は**、法人等に対して、**法人番号を指定**し、**通知**する。（第58条第1項）

※所管は国税庁。
※法人番号の桁数は、**１３桁**。

- 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。（第60条）
- 法人番号の付番対象（第58条第1項、第2項）

① 国の機関及び地方公共団体　② 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人
③ ①②以外の法人又は人格のない社団等で、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの
④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、政令で定める一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの

変更・通知、検索及び閲覧

- 法人番号は変更不可
- 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知
- 法人番号は**官民を問わず**様々な用途で利活用

※法人等の基本３情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。

番号制度における情報連携の概要

個人

インターネット

個人番号カードによる
公的個人認証

※機械的な読み取り＋パスワード入力
（個人番号は用いない）

自己情報表示機能
お知らせ情報表示機能
情報提供等記録開示機能
ワンストップサービス

特定個人情報保護委員会

H26.1.1 設置

情報提供ネットワークシステム及び情報照会・提供機関に対する監視・監督など

情報提供ネットワークシステム（コアシステム）

情報提供記録

機関別符号A

コアシステム

【主な機能】
○要求に応じて機関ごとに機関別符号を生成
○機関別符号同士の紐付け
○情報提供を許可

機関別符号B

機関別符号生成要求

H29.1 運用開始予定

政府共通NW
LGWAN等

地方公共団体以外の機関（H29.1 情報連携開始予定）

IFシステム

機関別符号A
団体内統合宛名番号A
個人情報

中間サーバー

個人番号
団体内統合宛名番号A
基本4情報
個人情報

既存システム群

住基連携用サーバー

市町村が付番

地方公共団体（H29.7 情報連携開始予定）

IFシステム
集約ASP

機関別符号B
団体内統合宛名番号B
個人情報

中間サーバー・プラットフォーム

個人番号
団体内統合宛名番号B
基本4情報
個人情報

既存システム群

住基CS
又は都道府県サーバー

地方公共団体情報システム機構（H26.4.1 設立）

住基全国サーバー

○機関別符号生成要求
○個人番号等照会

個人情報の管理の方法について

✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる**『一元管理』**の方法をとるもの**ではない**。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる**『分散管理』**の方法をとるもの**である**。

一元管理

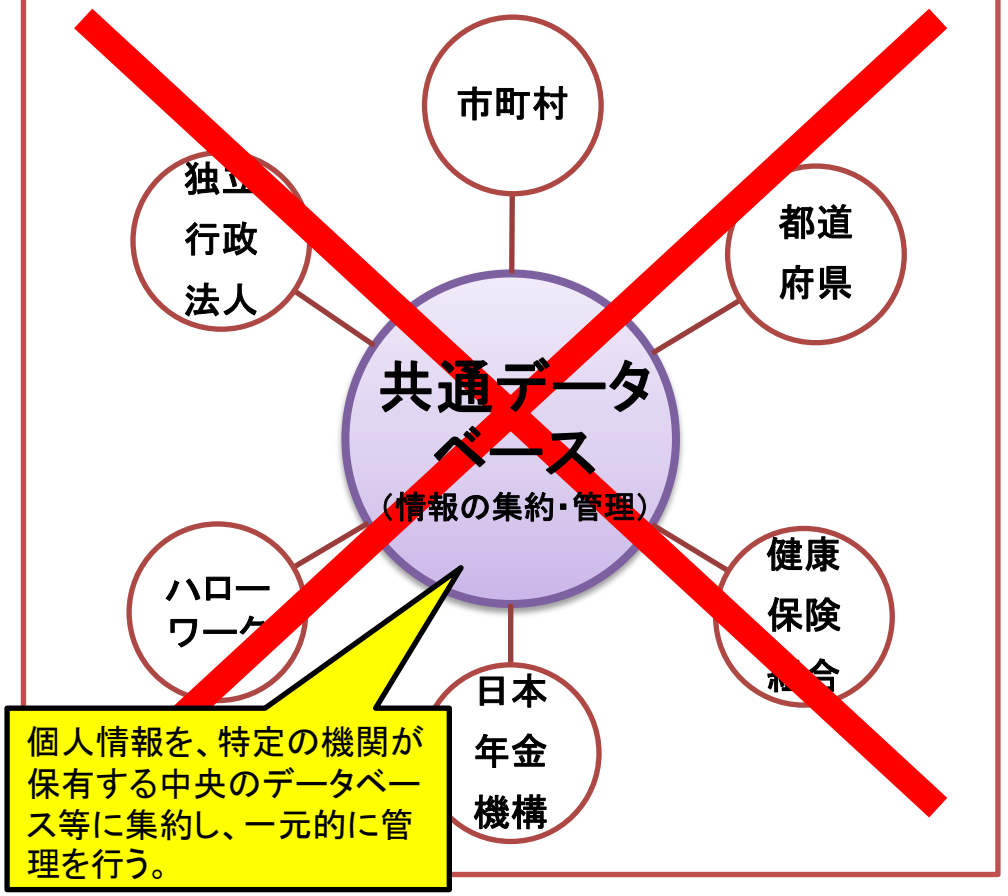

分散管理

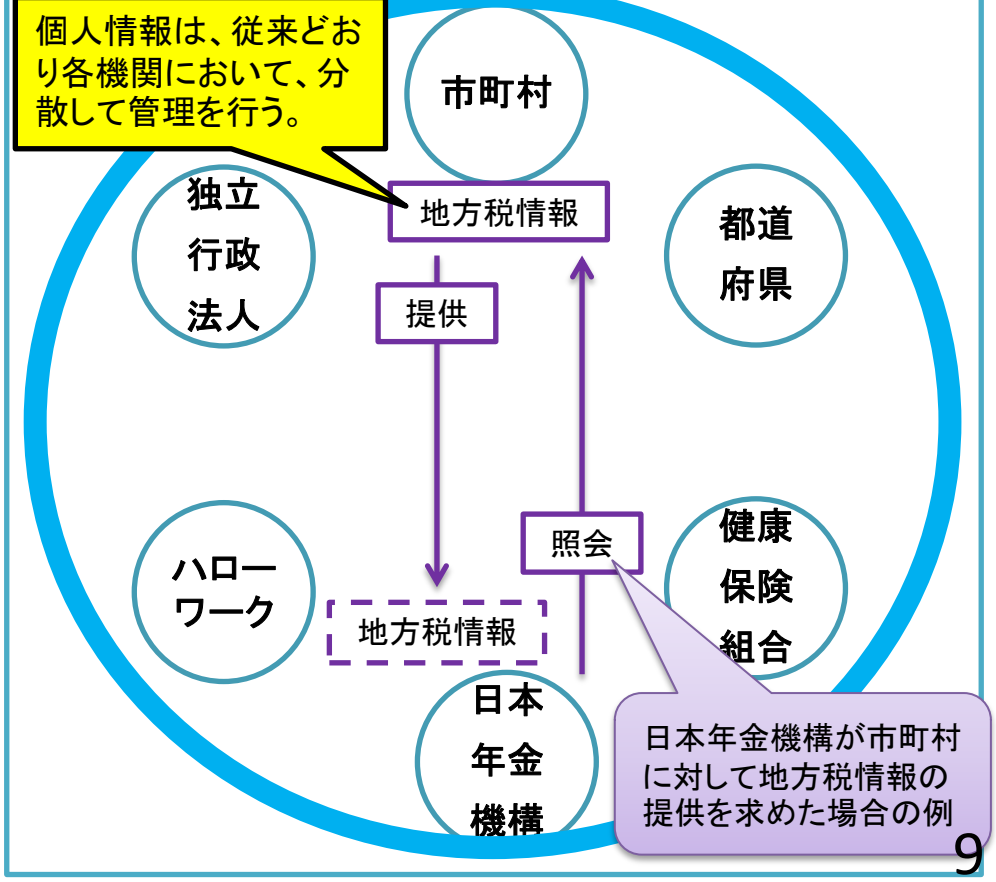

個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。（第17条第1項）

個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される。（第2条第7項）

① 個人番号カードは、**本人確認の措置において利用**する。（第16条）

② 市町村の機関は、個人番号カードを、**地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用**することができる。（第18条第1号）

③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる**公的個人認証に利用**する。

④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1　様式	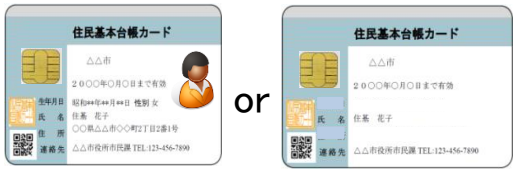 〇住民票コードの券面記載なし 〇顔写真は選択制	 表面（案） 裏面（案） 〇個人番号を券面に記載（裏面に記載する方向で検討） 〇顔写真を券面に記載	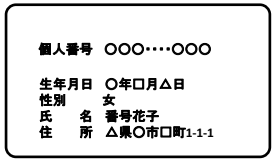 （案） 〇個人番号を券面に記載 〇顔写真なし
2　作成・交付	〇即日交付又は窓口に2回来庁 〇人口3万人未満は委託可能 〇手数料：1000円が主 （電子証明書を搭載した場合） 〇交付事務は自治事務	〇通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ（顔写真確認等）を想定 〇全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 〇手数料：今後検討 〇交付事務は法定受託事務	〇全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 〇全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 〇手数料：なし 〇交付事務は法定受託事務
3　利便性	〇身分証明書としての利用が中心	〇身分証明書としての利用 〇個人番号を確認する場面での利用（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等） 〇市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 〇電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	〇個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 （番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。）

個人番号カードと住基カードとの関係

平成28年1月

発行

住基カードを発行

（住基カードは発行しない）

個人番号カードを発行

利用

【住民基本台帳カード取得】

取得から10年間有効

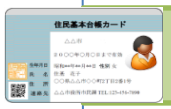

28年1月以降も有効

個人番号カードを取得
時点から廃止

【個人番号カード取得】

有効期間まで有効

個人番号カード（ICチップ）の記録事項

~~個人番号カード（ICチップ）には、プライバシー性の高い個人情報が記録されているので、カードを盗まれたり落としたりしたときに情報が漏れるのではないか心配。~~

個人番号カード（ICチップ）に、
プライバシー性の高い個人情報は
記録されない。

- 個人番号カード（ICチップ）に記録されるのは、①券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等）、②総務省令で定める事項（公的個人認証に係る『電子証明書』等）、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。

個人番号カードの様式（案）

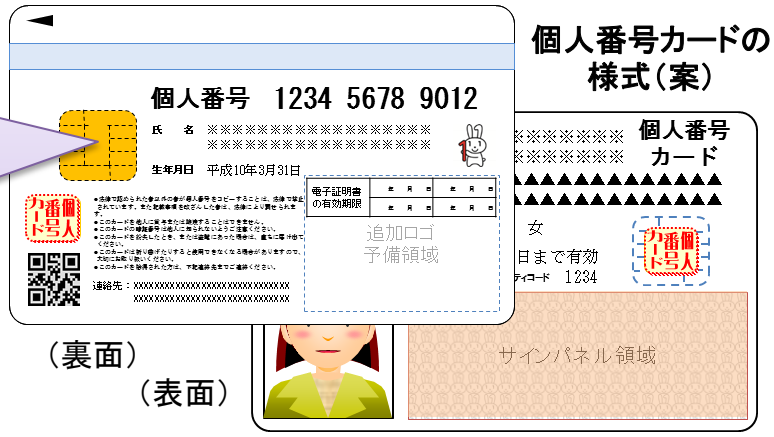

情報提供等記録開示システム

・政府は、法律施行後１年を目途として、
情報提供等記録開示システムを設置する。
（番号法附則第６条第５項）

情報提供等記録開示
システム主要３業務
（イメージ）

- 情報提供等記録表示業務
- 自己情報表示業務
- お知らせ情報表示業務

自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能（附則第6条第5項）

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能（附則第6条第6項第1号）

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能（附則第6条第6項第2号）

情報提供等記録開示システムのサービスイメージ

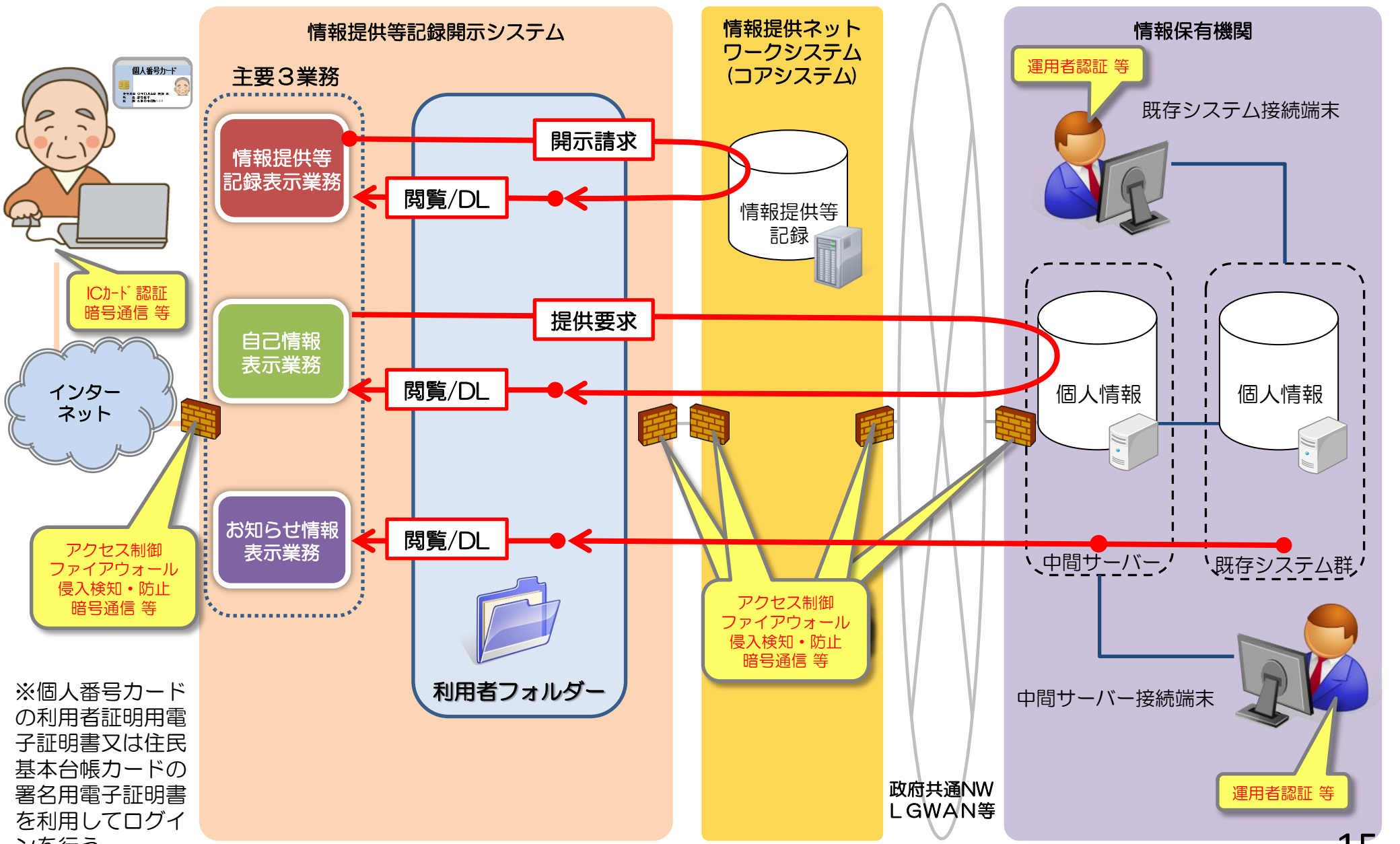

※個人番号カードの利用者証明用電子証明書又は住民基本台帳カードの署名用電子証明書を利用してログインを行う。

社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報が外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
④ 通信の暗号化を実施

特定個人情報保護委員会

※番号法及び関係政令に基づき２０１４（平成２６）年１月１日設置

任務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

〇委員長１名・委員６名（合計７名）の合議制（平成２６年中３名、平成２７年中５名、平成２８年１月から７名）

（個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む）

・委員長（常勤）　堀部政男（元一橋大学法学部教授）
・委　員（常勤）　阿部孝夫（前川崎市長）
・委　員（非常勤）手塚　悟（東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授）

〇委員長・委員は独立して職権を行使　（独立性の高い、いわゆる３条委員会）
〇任期５年・国会同意人事

主な所掌事務

監視・監督

〇指導・助言
〇法令違反に対する勧告・命令
〇報告徴収・立入検査
〇情報提供ネットワークシステムの構築等に関する措置要求

特定個人情報保護評価に関すること

〇特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表
〇評価書の承認

広　報

特定個人情報の保護についての広報啓発

国際協力

国際会議への参加その他の国際連携・協力

苦情処理

苦情の申出についてのあっせん

国会報告

年次報告

意見具申

内閣総理大臣に対する意見具申

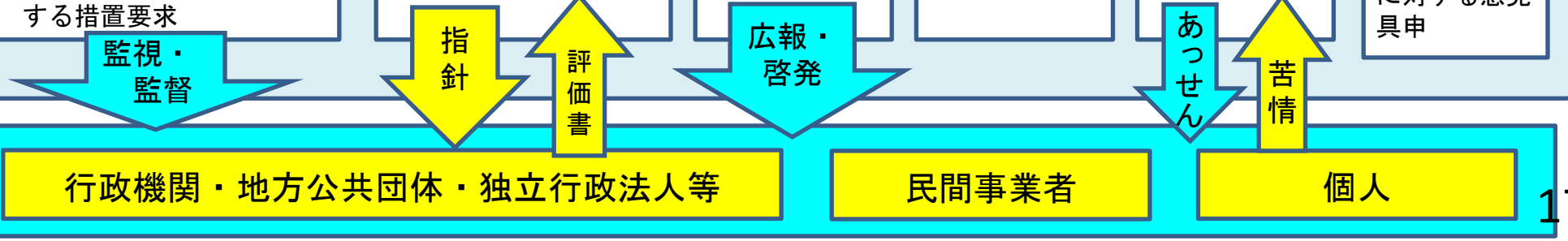

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

根拠法令等

番号法第２６条・第２７条
特定個人情報保護評価に関する規則（平成２６年４月１８日公布、４月２０日施行）
特定個人情報保護評価指針（平成２６年４月１８日公表、４月２０日適用）

評価の目的

○ 番号制度に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）を踏まえた制度上の保護措置の一つ
○ 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

評価の実施主体

① 国の行政機関の長
② 地方公共団体の長その他の機関
③ 独立行政法人等
④ 地方独立行政法人
⑤ 地方公共団体情報システム機構（平成26年4月1日設置）
⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者（健康保険組合等）
上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

○ 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
○ ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務、 対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価 の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価のポイント

① 特定個人情報の保護にとどまらず、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益の保護を基本理念とし、そのための宣言を実施
② 海外のPIA（ Privacy Impact Assessment ）に相当するものとし、評価実施機関が自己の取組について、主体的に評価・公表
③ 評価の仕組みを法律に位置付け、国の全項目評価については委員会による承認、地方公共団体の全項目評価については第三者点検を要件
④ 番号法第27条に基づく承認が必要な評価のみならず、しきい値判断により3段階の評価（基礎項目、重点項目、全項目）で、メリハリのある仕組み
⑤ 地方公共団体の評価書等については、委員会の承認を要件とせず、必要に応じて、適合性及び妥当性について確認
⑥ 実施主体については機関ごと、評価単位については事務ごととし、きめ細かな評価を実施
⑦ 評価項目の記載については、特定個人情報の入手、提供等における漏えい・リスク対策等を容易に理解できるものとし、国民の信頼を確保
⑧ 事前評価のみでなく、評価の再実施や見直しについて規定し、PDCAサイクルによるリスク対策の向上を確保

罰則の強化

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、**特定個人情報ファイルを提供**	4年以下の懲役or200万以下の罰金or併科	2年以下の懲役or100万以下の罰金	―	―	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、**個人番号を提供又は盗用**	3年以下の懲役or150万以下の罰金or併科	1年以下の懲役or50万以下の罰金	―	2年以下の懲役or100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、**情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用**	同上	―	―	同上	
4	**人を欺き**、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入**等により個人番号を取得**	3年以下の懲役or150万以下の罰金	―	―	―	（割賦販売法・クレジット番号）3年以下の懲役or50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、**職権を濫用して**特定個人情報が記録された**文書等を収集**	2年以下の懲役or100万以下の罰金	1年以下の懲役or50万以下の罰金	―	―	
6	委員会の**委員等が、**職務上知り得た**秘密を漏えい又は盗用**	同上	―	―	1年以下の懲役or30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、**委員会の命令に違反**	2年以下の懲役or50万以下の罰金	―	6月以下の懲役or30万以下の罰金	1年以下の懲役or50万以下の罰金	
8	**委員会による検査等に際し**、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、**検査拒否等**	1年以下の懲役or50万以下の罰金	―	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他**不正の手段により個人番号カードを取得**	6月以下の懲役or50万以下の罰金	―		30万以下の罰金	

個人番号の利用範囲

別表第一（第9条関係）

社会保障分野

年金分野

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務　等

労働分野

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務　等

福祉・医療・その他分野

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務　等

税分野

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

災害対策分野

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。
⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって**地方公共団体が条例で定める事務**に利用。

番号法第9条第2項及び第19条第9号の条例について①

Ⅰ　第9条第2項の条例①

趣　旨

○　番号法第9条においては、個人番号の利用範囲を原則として以下の①から③までと規定している。[i]

①　番号法別表第一に掲げる主体が、同表に掲げる事務において利用する場合　（第1項）

②　地方公共団体が、条例で定める事務[ii]において利用する場合　（第2項）

③　個人番号関係事務実施者が、個人番号関係事務において利用する場合　（第3項）

ⅰ）　このほか、災害時における特例等の例外的な利用が認められている　（第4項・第5項）

ⅱ）　福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務に限る。

○　このため、以下の①②の場合には、地方公共団体は番号法第9条第2項に基づき条例を定める必要がある。

①　番号法別表第一に掲げられていない事務において個人番号を利用する場合　**（独自利用）**

②　同一機関内の複数事務で特定個人情報の授受を行う場合　**（庁内連携）**

✓　庁内連携においては、宛名番号を利用した庁内システムによる個人情報の授受も想定される。

✓　この場合、個人情報の授受においては宛名番号が使用されるものの、個人情報を渡した先において個人番号と紐付き利用される場合には、機関として考えれば、特定個人情報の利用と考えられるため、番号法第9条第2項に基づく条例の制定が必要となる。

スケジュール

○　番号法第9条第2項に基づく条例については、実際に独自利用、庁内連携が行われるまでに整備されている必要がある。

○　番号法第9条第2項の施行期日（平成28年1月を予定）から独自利用等を行う場合には、既存データベースと個人番号との初期突号等の準備を行うために対象となる事務を明らかにしておく必要があることから、個人番号の付番（平成27年10月を予定）までに条例を整備しておくことが望ましいと考えられる。（ただし、施行は第9条第2項の施行期日と合わせる必要がある。）

番号法第9条第2項及び第19条第9号の条例について②

Ⅰ　第9条第2項の条例②

➢　番号法第9条第2項に基づく条例のイメージは、以下のとおり。
①　独自利用
②-1　番号法に定められた利用事務の処理のための庁内連携
②-2　①で定められた独自利用事務の処理のための庁内連携

※市を例とするもの。

イメージ

① 別表第一の上欄に掲げる機関は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

②-1 市長又は市教育委員会は、番号法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

②-2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関の保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表第一

機　関	事　　務
一　市長	○○費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
二　市教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二

機　関	事　　務	特定個人情報
一　市長	○○費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
二　市教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

番号法第9条第2項及び第19条第9号の条例について③

Ⅱ　第19条第9号の条例

趣　旨

○　番号法においては、同一地方公共団体内部であっても、他の機関へ特定個人情報を提供することは、特定個人情報の提供として制限されることとなる。

○　一方で、情報提供ネットワークシステムによる情報連携では、事務処理の効率性を阻害される恐れもあることから、第19条第9号において、条例で定めることにより、特定個人情報の提供を認めるものである。

スケジュール

○　番号法第19条第9号に基づく条例については、実際に特定個人情報の提供が行われるまでに整備されている必要がある。

○　情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始（平成29年7月を予定）と合わせることも考えられるが、それ以前から、番号法第19条第9号に基づき、地方公共団体内部において既存システム等により特定個人情報の提供を行うことを妨げるものではない。（ただし、個人番号の利用は平成28年1月（予定）からであり、個人番号利用事務のために情報連携を行う場合は、これ以降とする必要がある。）

※市を例とするもの。

イメージ

○　番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる者に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第三

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一　市教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

（参考）平成26年度中に条例制定（改正）予定の独自利用事務（例）

執行機関名	具体的な事務内容	提供を求める情報			個人番号導入後の情報提供（移転）依頼先			類似の回答（事務）数
		税（所得）	他の福祉等の適用状況	住民票情報	地方公共団体内の同一機関	地方公共団体内の他の執行機関	他の地方公共団体、行政機関等	
市区町村長部局	**【福祉】医療費助成** 申請に基づき、所得制限を設けて、障害者、ひとり親家庭、乳幼児等に対する医療費の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から税（所得）情報、医療給付情報の提供等を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○	55
市区町村長部局・教育委員会	**【福祉】保育料、幼稚園奨励費補助金交付・減免・免除** 申請に基づき、所得制限を設けて、保育料の減免、私立幼稚園の就園奨励費の交付等を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○	○	○	13
市区町村長部局	**【福祉】日常生活用具貸与・補装具費助成** 申請に基づき、所得制限を設けて、高齢者、障害者に対し日常生活用具の貸付け、補装具費の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○	○	○	13
市区町村長部局	**【福祉】住宅改修費（バリアフリー化改修費等）助成** 申請に基づき、所得制限を設けて又は所得等に応じた助成率を定め、高齢者、障害者に対し住宅改修費の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○	8
市区町村長部局・教育委員会	**【その他社会保障】奨学資金貸与** 申請に基づき、所得制限を設けて、就学困難者に対し奨学資金の貸与を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○		○	○	○	○	8

（参考）平成26年度中に条例制定（改正）予定の独自利用事務（例）

執行機関名	具体的な事務内容	提供を求める情報			個人番号導入後の情報提供（移転）依頼先			類似の回答（事務）数
		税（所得）	他の福祉等の適用状況	住民票情報	地方公共団体内の同一機関	地方公共団体内の他の執行機関	他の地方公共団体、行政機関等	
市区町村長部局・教育委員会	**【その他社会保障】就学援助** 申請に基づき、所得制限を設けて、児童生徒の保護者に対し就学援助の給付を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○	○	○	7
市区町村長部局	**【福祉】緊急通報システム機器貸与** 申請に基づき、所得制限を設けて、高齢者、障害者に対し緊急通報システム機器の貸与を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○	6
市区町村長部局	**【福祉】交通費助成** 申請に基づき、所得制限を設けて、高齢者、障害者に対し交通費（福祉タクシーの利用等）の助成を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○	○	○	○		○	5
市区町村長部局	**【保健】不妊治療費助成** 申請に基づき、所得制限を設けて、不妊治療を受ける夫婦に対し特定（一般）不妊治療費助成金の給付を行う。 番号制度導入後は、同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税（所得）情報等の提供を受けることにより、申請者からの添付書類等の提出を省略する。	○		○	○		○	3

※上記の表に掲げる事務については、あくまで現時点における地方公共団体の検討状況を把握するものであり、番号法第19条第14号に基づく委員会規則に規定すべき事務かどうかについては別途検討が必要。
※「提供を求める情報」及び「個人番号導入後の情報提供（移転）依頼先」の欄にある○は、類似の回答（事務）においておおむね該当があったものを記入しており、必ずしも全ての回答において該当があったことを意味するものではない。

社会保障・税番号制度導入のロードマップ（案）

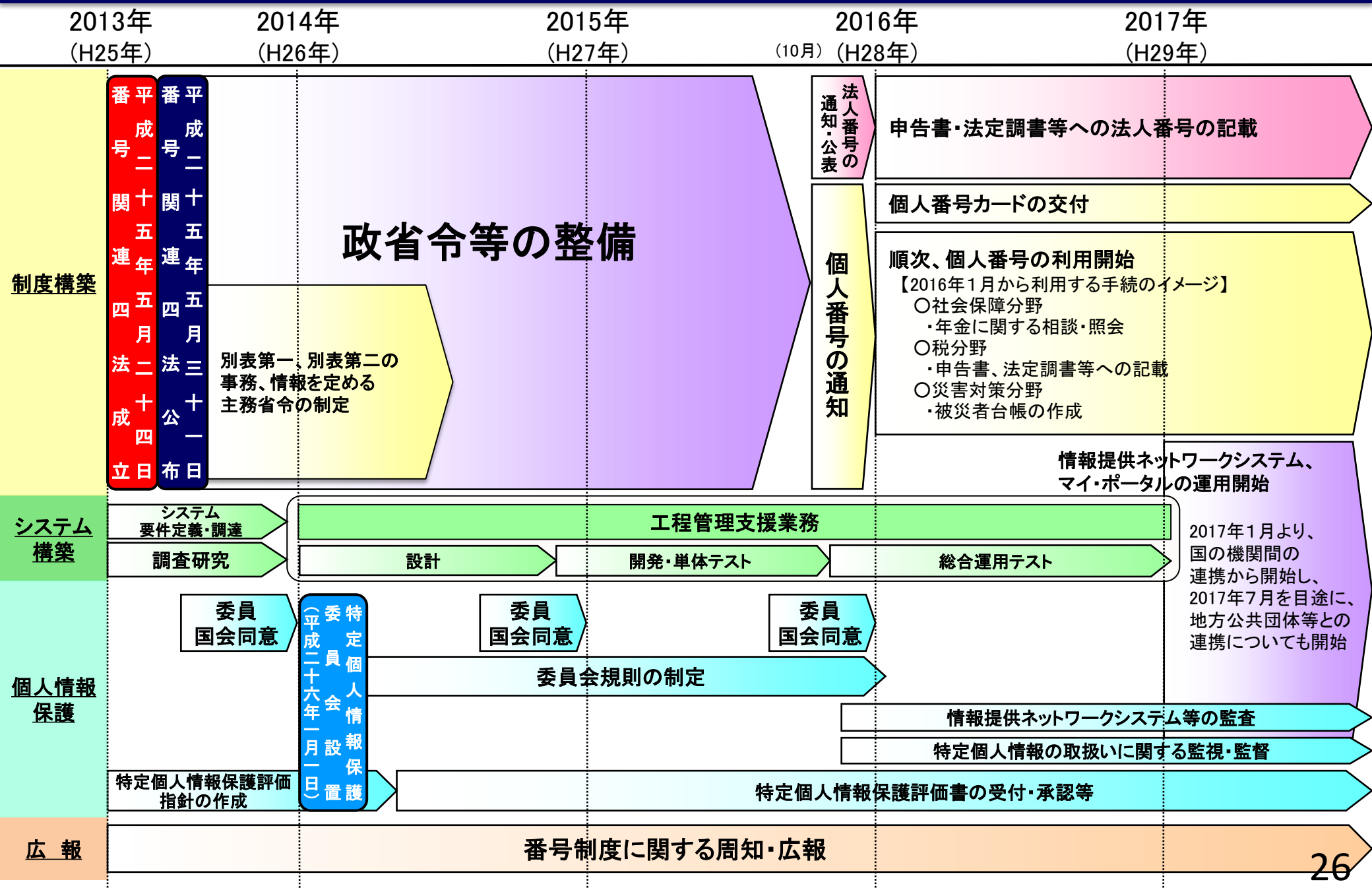

地方公共団体における番号制度導入スケジュール（想定例）

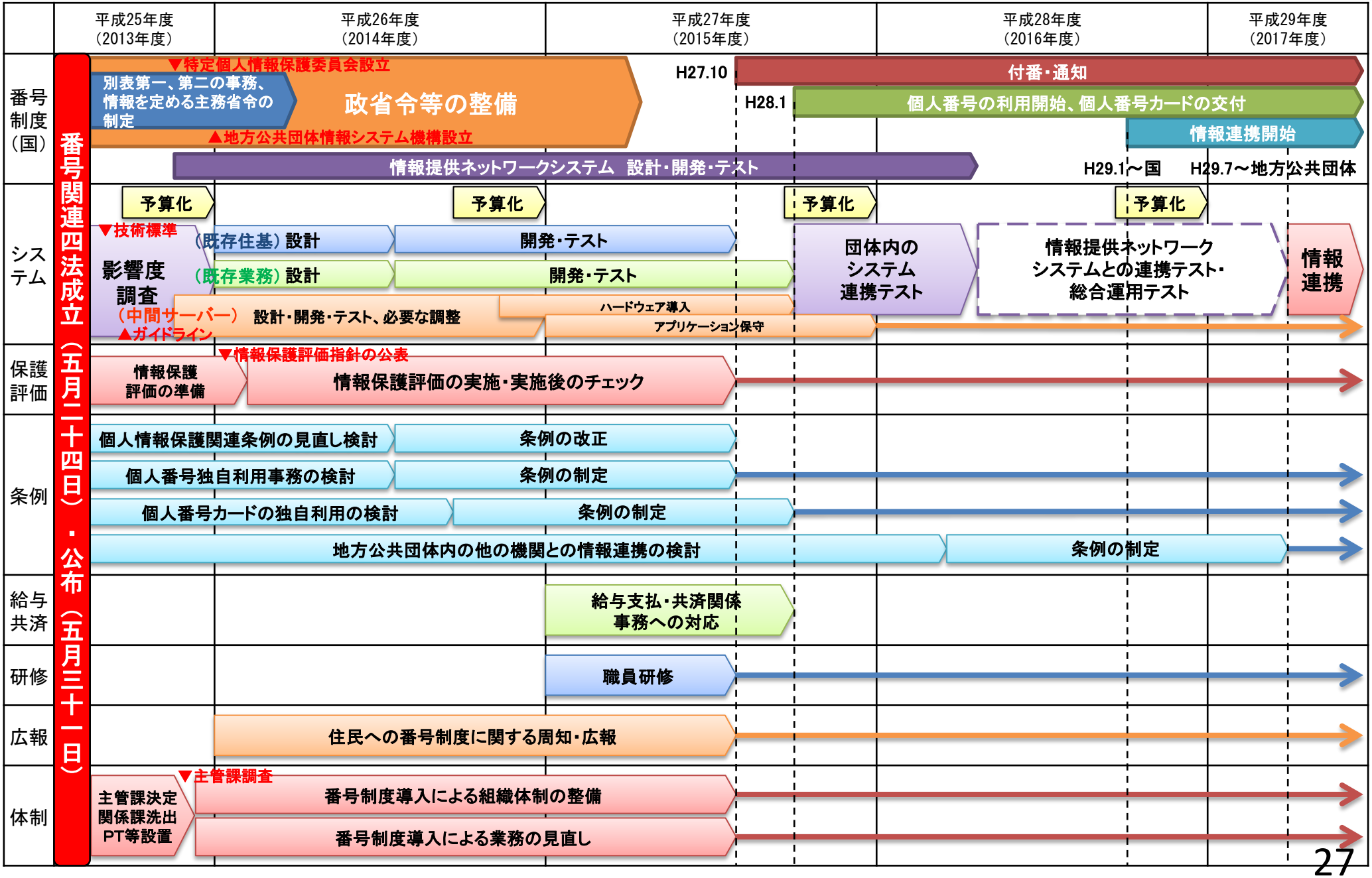

民間企業における個人番号の利用場面

参考

税分野

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの
→税務署に提出する法定調書等に、従業員や株主等の個人番号を記載。

※一般の民間企業（非金融機関）の場合

法定調書	提出者	根拠条文（所得税法）
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払をする者	第226条第1項
退職所得の源泉徴収票	退職手当等の支払をする者	第226条第2項
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金、契約金又は賞金の支払をする者	第225条第1項第3号
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	利益の配当、剰余金の分配又は基金利息の支払をする法人	第225条第1項第2号
不動産の使用料等の支払調書	不動産の使用料等の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号
不動産等の譲受けの対価の支払調書	居住者又は内国法人に対し譲渡対価の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号

社会保障分野

○ 個人番号利用事務実施者としてのもの
→健康保険組合の実施する事務

※別表第一

二　全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの
→健康保険、雇用保険、年金などの場面で提出を要する書面に、従業員等の個人番号を記載。

国税関係の申告書等における番号記載のイメージ

参考

国税通則法
（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）
第百二十四条　国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。（略）

国税関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

○　国税関係の**申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加**
○　主に**支払いをする者**及び**支払を受ける者**の**個人番号・法人番号**を記載
○　これ以外にも、例えば、
・給与所得の源泉徴収票には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載
・生命保険金等の支払調書には、支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号を記載　等

番号が記載された申告書等の主な提出時期

所得税の申告書	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から
法人税の申告書	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から

☞ **番号記載のイメージ（例：給与所得の源泉徴収票）**

番号制度導入前

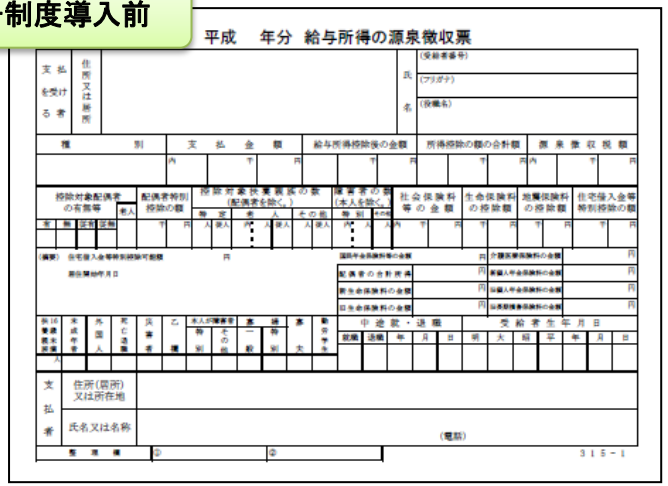

番号制度導入後

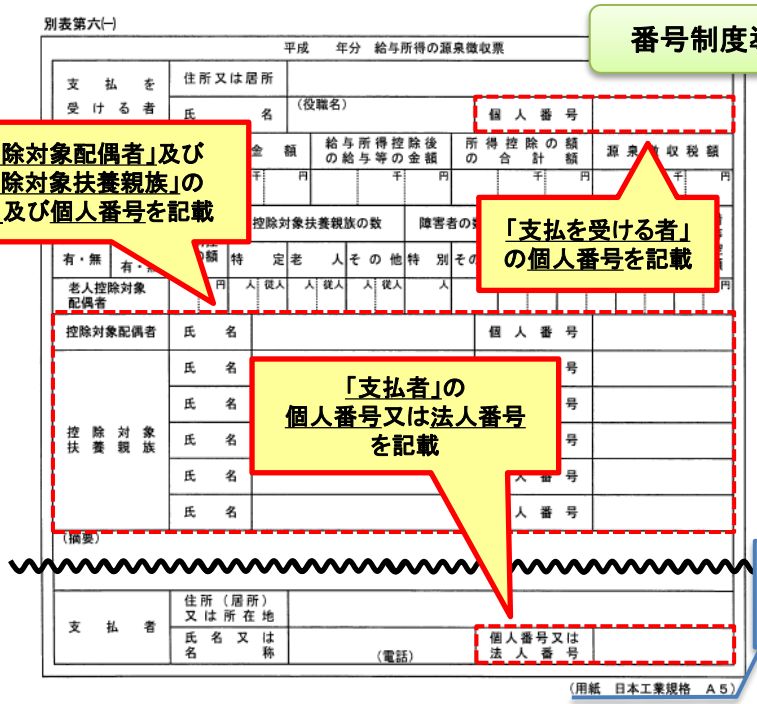

※所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年財務省令第53号）より抜粋

民間企業における番号の利用例

参考

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る

BUSINESS

有識者など

個人番号
1234 ・・・・

個人番号の提示

原稿執筆依頼
原稿料の支払い

会社

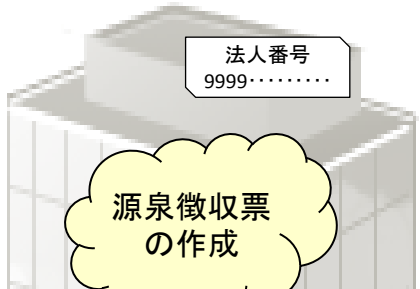

法人番号
9999・・・・・・・・・

源泉徴収票の作成

厚生年金保険被保険者資格取得届の作成

雇用保険被保険者資格取得届の作成

健康保険被保険者資格取得届の作成

報酬等に係る支払調書の提出（個人番号・法人番号を記載）

支払調書（イメージ）

支払を受ける者	個人番号	1234・・・・・・
	氏名	○○太郎
支払者	法人番号	9999・・・・・・
	名称	株式会社××

税務署・市町村

従業員の給与・福利厚生

従業員

個人番号の提示

個人番号
5678 ・・・・

給与の支払い
年金・健康保険・雇用保険などの保険料の徴収

源泉徴収票の提出（個人番号・法人番号を記載）

被保険者資格取得の届出などの社会保険関係手続き（個人番号・法人番号を記載）

被保険者資格取得届（イメージ）

個人番号	被保険者氏名	資格取得年月日
5678・・・・	番号 一郎	25.4.1
9876・・・・	×× 花子	25.4.1

法人番号	9999・・・・・・
名称	株式会社××

年金事務所 健康保険組合 ハローワーク

個人番号カードとマイ・ポータルに関わる最新動向

マイナンバー等分科会について

設置趣旨

- マイナンバー制度に関しては、政府のIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」において、その導入を見据え、業務改革、個人番号カードの活用や、利便性の高いオンラインサービスを多様なチャンネルで提供する「マイガバメント」の構築等に取り組むとされているところ。
- これらにつき、平成28年１月のマイナンバー利用開始に向けて、政府全体で早急に検討を進める必要があることから、IT総合戦略本部の新戦略推進専門調査会の下に、「マイナンバー等分科会」を設置する。

検討項目

- **マイ・ポータル（仮称）／マイガバメントの在り方**
  提供するコンテンツ（ワンストップ／プッシュ型サービス）及びチャンネル（PC、携帯端末、CATV等）
  情報弱者対策（公共施設への端末設置、リテラシー教育等）
  民間サービスとの連携　等
- **個人番号カードの利活用の促進**
  搭載された公的個人認証機能の利活用（行政利用の拡大、民間利用の開放等）
  搭載されたICチップの利活用（地方公共団体、民間事業者による独自サービス）　等
- **マイナンバー等の利用ニーズ・効果の洗い出し**
  マイナンバーの更なる利用ニーズ・効果の洗い出し
  法人番号の有効活用　等

議論の経緯

平成26年３月～５月の間に計５回開催。平成26年５月20日に中間とりまとめを決定した。

IT総合戦略本部の体制

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（ＩＴ総合戦略本部）

本部長　　：内閣総理大臣
副本部長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣
本部員　　：本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者（10名以内）

新戦略推進専門調査会（親会）

会長：　内閣情報通信政策監（政府ＣＩＯ）
委員：　高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する政府の戦略等の推進管理等を行う

- 各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議
- 電子行政オープンデータ実務者会議
  - データワーキンググループ
  - ルール・普及ワーキンググループ
- パーソナルデータに関する検討会
  - 技術検討ワーキンググループ
- ＩＴコミュニケーション活用促進戦略会議
- 情報セキュリティ政策会議

新戦略推進専門調査会（親会）
- 電子行政分科会
- 農業分科会
- 医療・健康分科会
- 人材育成分科会
- 防災・減災分科会
- 新産業分科会
- 道路交通分科会
- 規制制度改革分科会
- マイナンバー等分科会

マイナンバー等分科会　中間とりまとめの概要

「世界最先端のIT利活用社会」のインフラとして、マイナンバー制度の普及と利活用を図るため、国・地方・民間が連携して取り組むべき事項を取りまとめ。

【目指すべき社会】

- 誰もがより安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会
- 誰もが必要な時に自身の情報にアクセスし、利活用でき、サービスへの満足度が向上する社会
- 国・地方・民間の様々な手続き・サービスが、シームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会

個人番号カード 誰もが取得できる 実社会・オンラインの 本人確認手段	• 暮らしに係る公的サービスに係るカード類（健康保険証、印鑑登録カード等）や、広く保有される資格の証明書類（国家資格等の資格の証明書、国家公務員身分証明書等）等の、個人番号カードへの一元化／一体化 • コンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスの拡大 • 官民の様々な本人確認を要する手続きでの利用に向けた調整・周知 • オンライン本人確認手段である公的個人認証サービスの行政・民間利用の拡大 • 取得に係る本人負担の軽減　等
マイポータル/マイガバメント 暮らしに係る利便性の高い 官民オンラインサービスの提供	• 利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康等に係る自己情報の閲覧 • 利用者の利益になる情報を提供するプッシュ型サービス • 引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス • サービスに必要な情報をデータで入手・利用できる仕組み • シームレスなサービス利用に向けた本人確認に係る官民連携基盤 • スマートフォンやCATV等、利用チャンネルや認証手段の拡大 • 高齢者等が安心して利用できるサポート体制や代理利用の環境整備
個人番号/法人番号 名寄せ・突合による 情報の正確で迅速な確認	• 行政における個人番号を利用した業務・システム見直し • 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与の徹底 • 法人番号を利用した法人ポータルの構築

これらに近接し、更なるメリットが期待できる以下の分野へのマイナンバー利用範囲の拡大等を検討
①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務

個人番号カードの3つの利用箇所について

個人番号カードの表面（案）

個人番号カードの裏面（案）

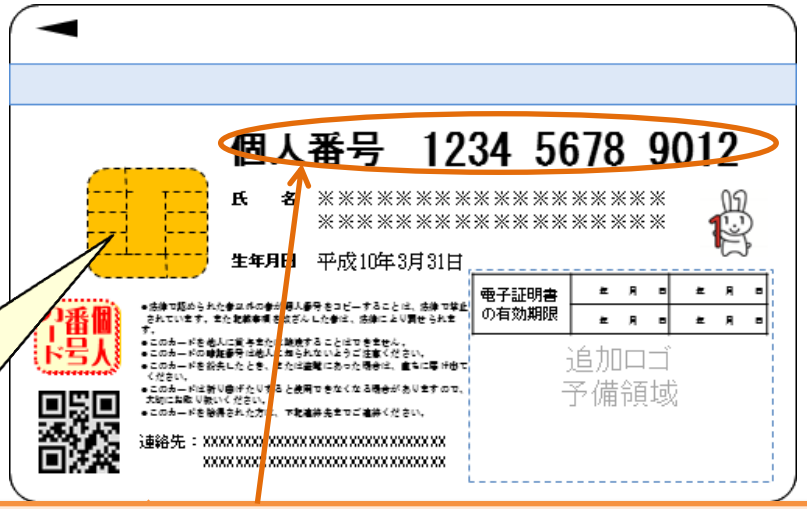

個人番号カードのICチップ内の構成

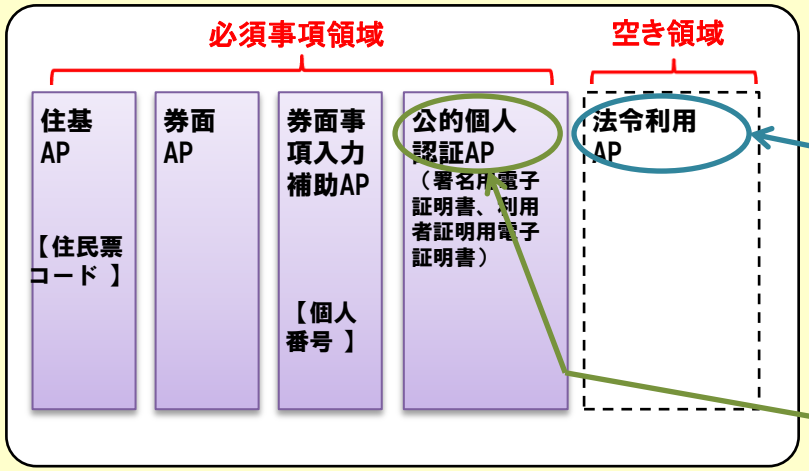

（1）個人番号

社会保障、税又は災害対策分野における法定事務（番号法別表第一に定める事務）において利用。

また、地方公共団体においては、この他類する事務で条例で定める事務に利用可能。

（2）ICチップの空き領域

市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能。

- 印鑑登録証
- コンビニ交付
- 証明書自動交付機
- 図書館利用
- 公共施設予約
- 地域の買い物ポイント　等

（3）電子証明書

行政機関等（e-TAX、マイポータル（予定））の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。

イメージ：金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等

個人番号カードの普及について

公的機関が発行し、国民全員が取得可能な唯一のICカード身分証明書

※個人番号制度の基盤となるカード
※搭載された電子証明書でマイ・ポータルにログイン
※個人番号確認・本人確認を一枚で実現
※無駄のない発行手続
・通知カードと一緒に個人番号カードの交付申請書を送付
・原則、市町村への一度の来庁で交付
・発行手数料について可能な限り負担が生じないよう検討

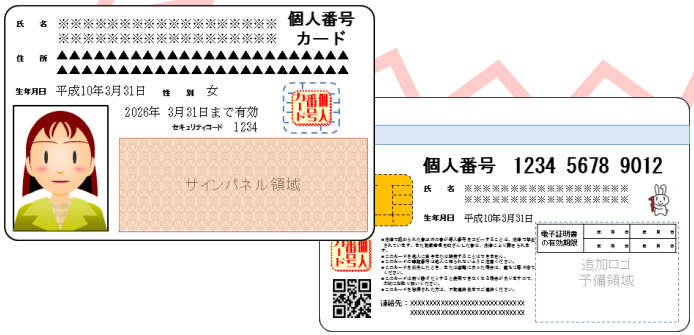

地方公共団体等がカードアプリでサービス提供

（例）住民票の写しのコンビニ交付、印鑑登録証、図書館カードとしての利用など

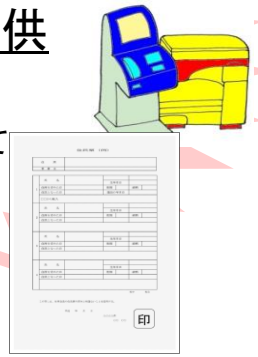

スマートフォン、CATVでカードを利用

※今後普及の進むNFCモデルスマートフォンをカードリーダとして利用（予定）
※CATVでの利用については総務省で調査研究を実施中

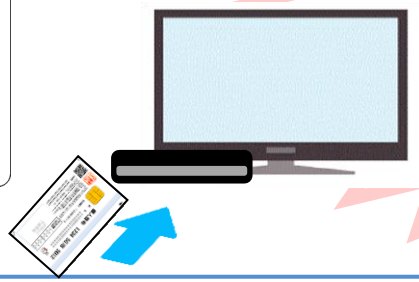

個人番号カードに搭載された電子証明書は、民間のオンライン手続にも利用可能に
（例）インターネットバンキング、オンラインショッピング
※総務大臣の認定を受けた民間事業者の手続に利用可。

個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて

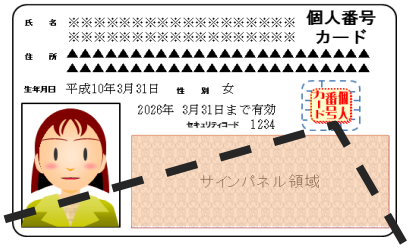

公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書（既存）

（性質）
インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

（利用局面）
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

（利用されるデータの概要）

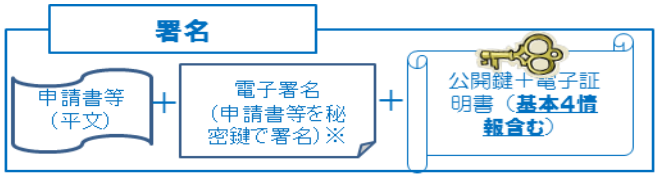

※電子署名法（平成12年法律第102号）の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

署名用秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

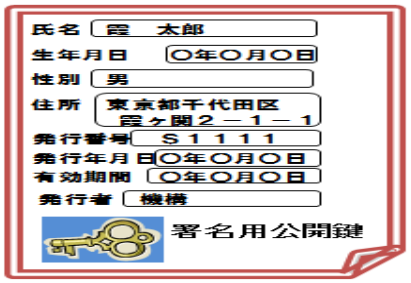

※基本4情報を記録

利用者証明用電子証明書（新規）

（性質）
インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書（基本4情報の記載なし）を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

（利用局面）
マイ・ポータルのログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

（利用されるデータの概要）

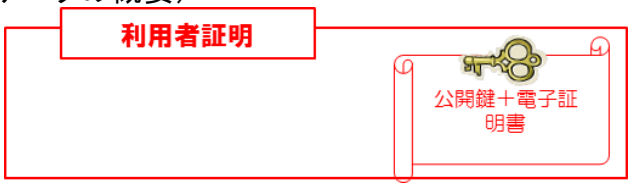

利用者証明用秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

※基本4情報の記録なし

公的個人認証サービス利用によるメリット　～ 民間事業者の皆様へ ～

①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設）

（例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動」の契機の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化を把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ＩＤ・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

個人番号カードの普及・利活用　マイナンバー等分科会中間取りまとめより

「世界最先端のIT利活用社会」実現に向け、日本国に住民票のある人であれば誰でも取得できる実生活／オンラインの本人確認手段として、個人番号カードの普及・利活用を拡大。

職場・役所・病院等で必要なカード類（健康保険証、印鑑登録カード、公務員身分証明書等）や、紛失等の恐れのある国家資格等の資格の証明書を、個人番号カードに一体化／一元化

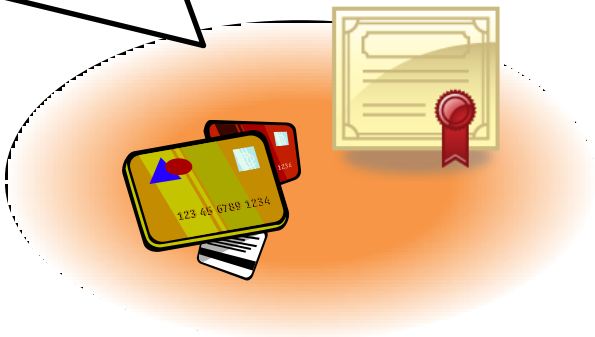

個人番号カードで利用できる、安全・安心なオンライン本人確認手段である公的個人認証サービスについて、対面・書面に代えて、官民の様々な手続きに利用を拡大

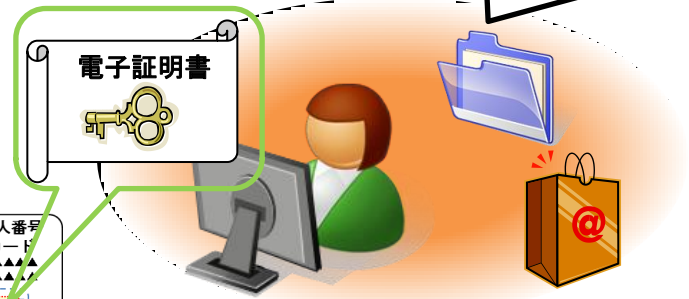

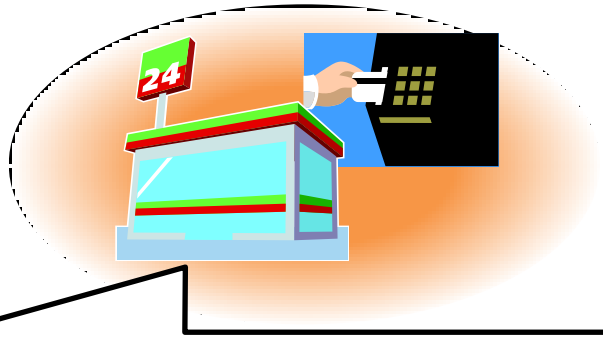

窓口外、時間外の利用が可能なコンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスを拡大

身近な公的身分証明書として、様々な官民の本人確認を要する場面で利用できるようにするとともに、取得に係る本人負担を軽減

マイポータル／マイガバメントについて

- マイナンバー法附則において、政府は、2017年１月を目途に、①自己の特定個人情報及び②その提供記録の確認を行うことが出来る**「マイポータル」（情報提供等記録開示システム）**を設置することとされている。また、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用も視野に入れ、マイ・ポータルを利用した、マイナンバー利用事務に係る③プッシュ型サービス及び④ワンストップサービスの提供や、簡易な本人確認等について検討し、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。
- これを踏まえ、政府のIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」においては、マイ・ポータルの活用し、利便性の高いオンラインサービスをパソコンや携帯端末など多様なチャンネルで利用可能にする**「マイガバメント」**を実現するとされている。

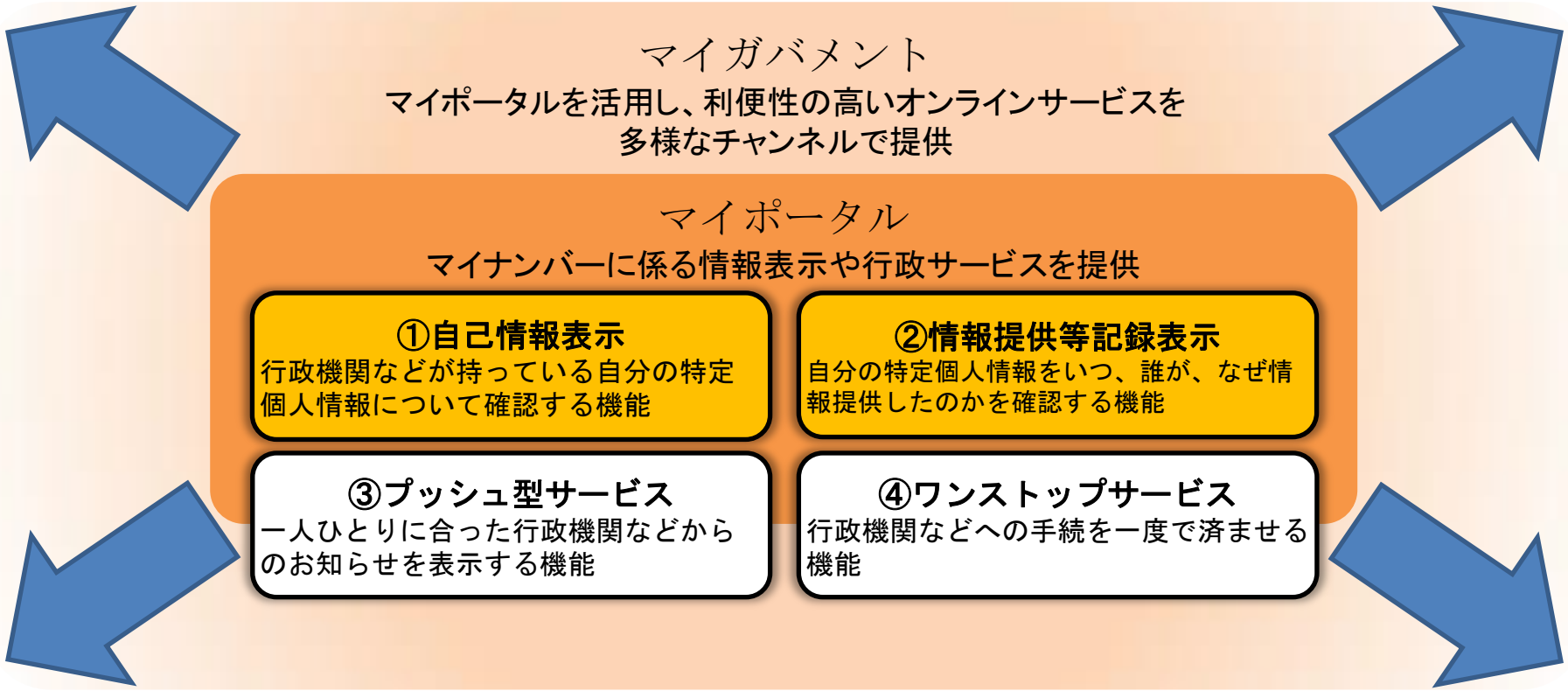

マイポータル／マイガバメントのイメージ

利用機会の確保
・多様で身近な利用チャネルの確保
・情報弱者対策

本人確認

本人の特定が不要なサービス
（認証なし）

本人の特定が必要なサービス
（ID＋パスワードなど）

高いレベルで本人の特定が必要なサービス
（公的個人認証など）

マイ・ポータル／マイ・ガバメント
（仮称）

ライフイベント（出生、結婚、転居、退職、死亡など）毎の申請等を官民ワンストップで提供するサービス

H28度3Q～

災害・防災情報
- 災害・防災情報提供サービス（仮称）

ワンストップサービス（仮称）
- 行政機関・民間連動型ワンストップサービス

情報提供記録等開示システム（マイ・ポータル：内閣官房）
- 情報提供等記録表示
- 自己情報表示
- お知らせ情報表示（プッシュ型サービス）

主に行政機関からのお知らせ情報を受け取るサービス

情報通信総合戦略（仮称：内閣官房）
- オープンデータポータル
- ITダッシュボード

電子私書箱
- （名称未定）

主に民間からの情報を受け取るサービス

政府が提供する電子行政サービス（e-Gov、各府省システム等）
- 政府からのお知らせ等
- 電子申請システム
- 電子申請システム

地方公共団体等が提供する電子行政サービス
- 各地方公共団体からのお知らせ等
- 電子申請システム
- eLTAX
- 電子申請システム
- eLTAX

国税電子申告・納税システム等(国税庁)
- 確定申告書等作成コーナー
- e-Tax
- e-Tax

ねんきんネット（日本年金機構）
- ねんきんネット

特定個人向けサービス
- 医療・健康情報サービス（仮称）

民間コンテンツ

サービスイメージ①　確定申告の省力化等（電子私書箱+マイポータル）

現状

控除に関する申告については、各種支払等証明書など、保険会社や地方公共団体等から郵送される書類を元に申告書を作成し、e-Tax等を利用してオンラインで行う必要（必要に応じ、別途郵送が必要な書類もある）。

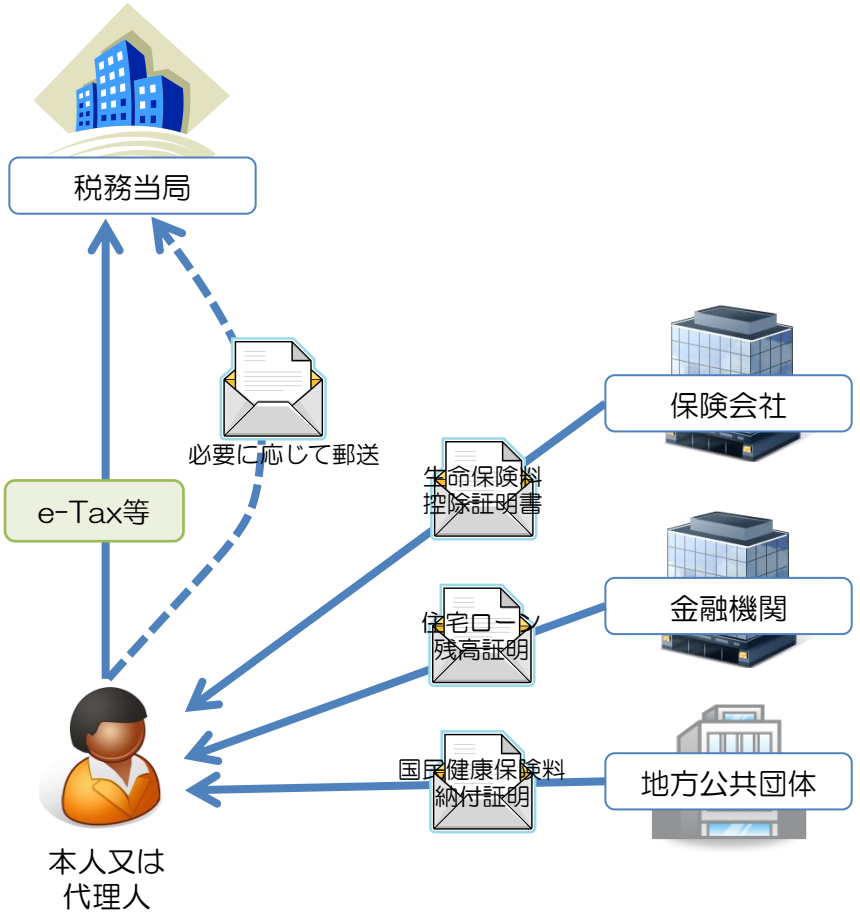

今後

各種支払等証明等の電子データを、マイガバメント上で受領（民間企業からは電子私書箱で、行政機関からはマイポータルで）し、そのままe-Tax等に転記可能とすることにより、転記の省力化や書類管理の負担を軽減。
また、各種支払証明書を発行する企業にとっても証明書等の発行事務及び郵送費などの削減が期待できる。

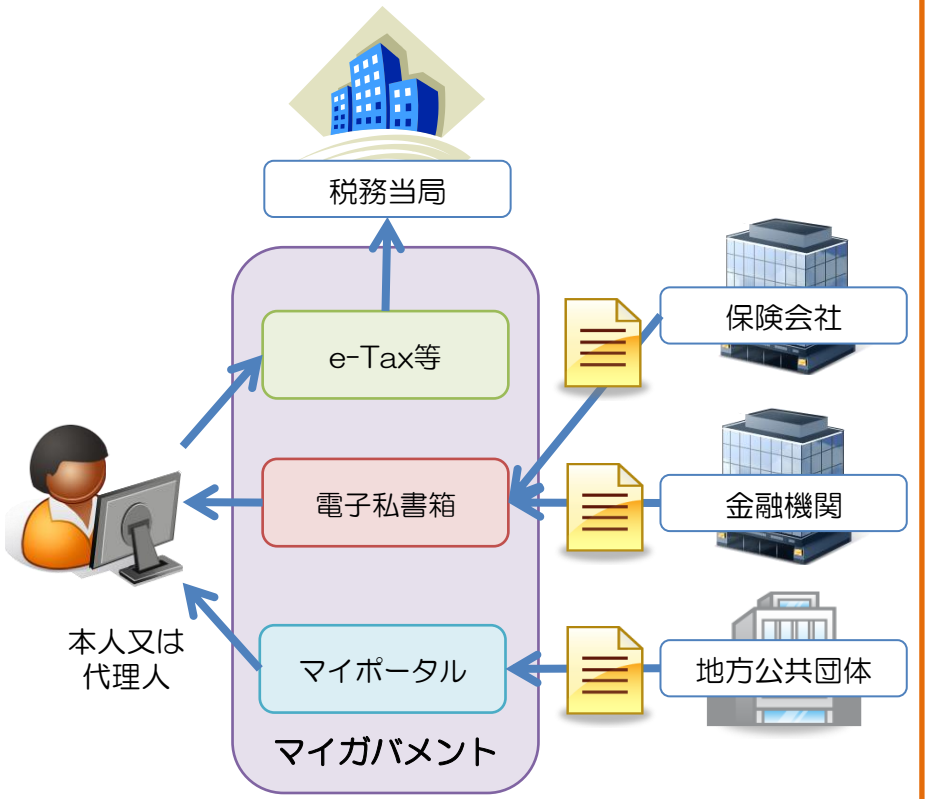

サービスイメージ②　予防接種サービス（プッシュ型サービス＋電子私書箱）

現状

乳幼児の予防接種については、事前に対象者のいる世帯に郵送される予診票を、医療機関に持参して接種する。
里帰り出産等により、居住地外の医療機関で予防接種を受ける場合、居住地の地方公共団体から予防接種依頼書等を取得する必要があるが、予診票の送付に気づかず、予防接種の時期を逸する恐れがある。

※　居住地外の手続きについては地方公共団体により異なる場合がある。

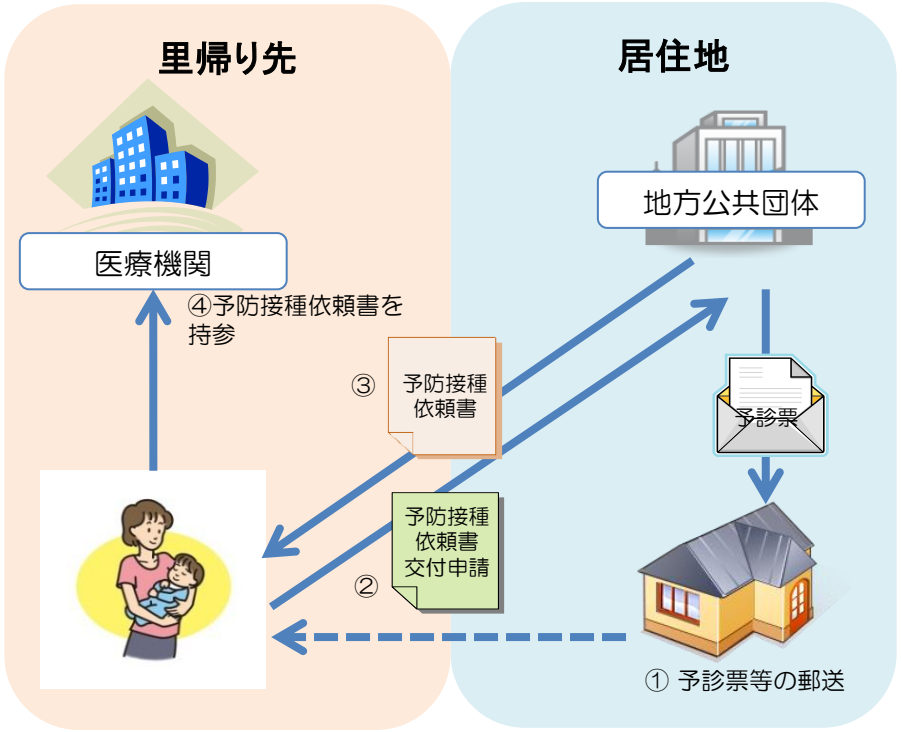

今後

マイポータルで居住自治体からの予防接種のお知らせやリマインドを確認し、必要な場合は電子私書箱経由で予防接種依頼書を取得することで、里帰り先でも確実に予防接種を受け、接種履歴を確認することが可能になる。

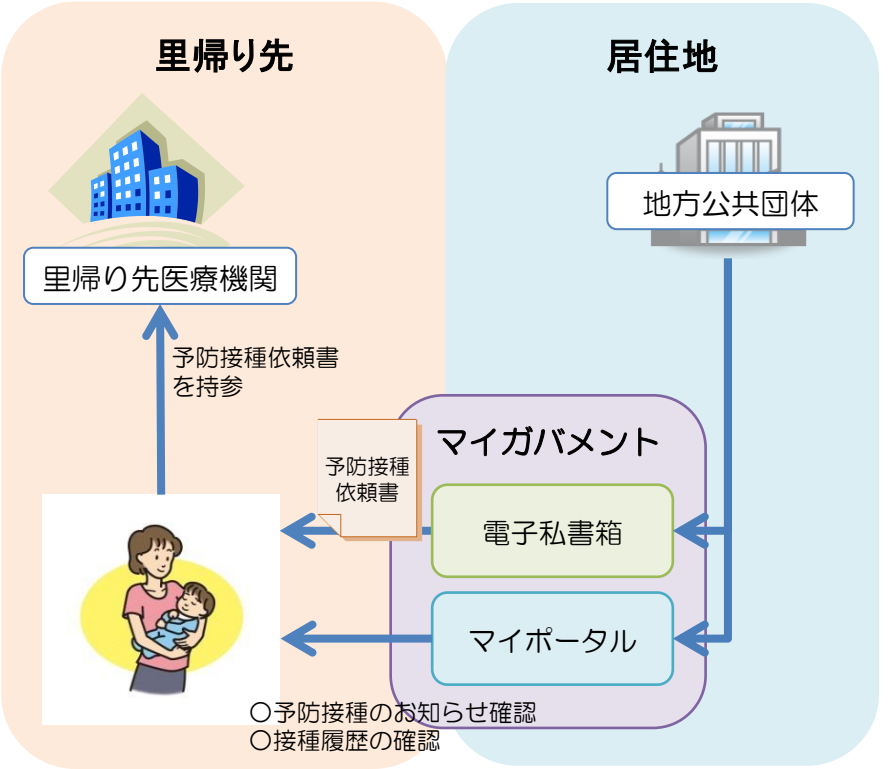

サービスイメージ③　引越しワンストップ（ワンストップサービス）

現状

引越しの際は市町村のほか、異動元／異動先のライフライン事業者（電力、電話等）や金融機関等に、個別に住所変更等を届出なければならない。
届出を失念した場合、事業者からの郵便物が届かない等、別途、住所を確認するが生じ、本人・事業者双方に負担。

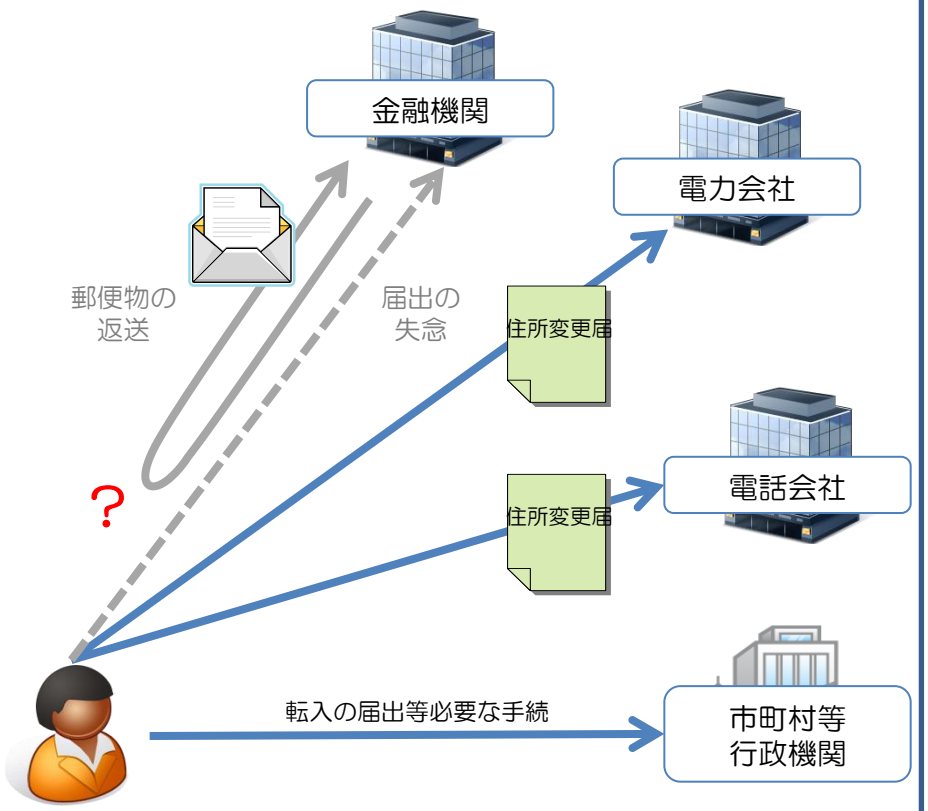

今後

住所変更の届出が必要な異動元／異動先の行政機関・民間企業を抽出し、選択の上、一括して行うことを可能とする（結果は電子私書箱等により確認）。
個別に類似の届出を行う手間を削減するとともに、失念がないか、確認が容易。

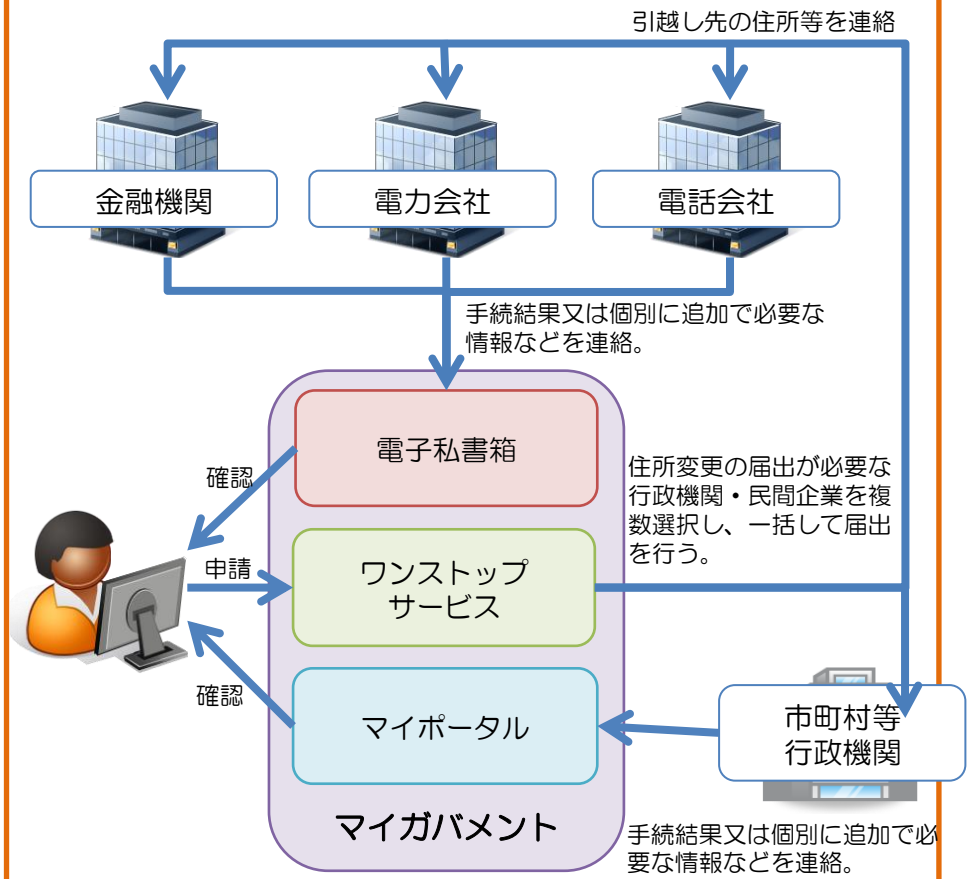

サービスイメージ④ きめ細かい行政サービスの周知・提供 （プッシュ型サービス＋ワンストップサービス）

現状

地方公共団体等は各種支援サービスや助成等の案内を、パンフレットや広報紙、ホームページ等で情報提供しているものの、その情報が十分に行き届かず、該当することに気付かないまま、そのサービスを受ける機会を逸してしまうことがある。

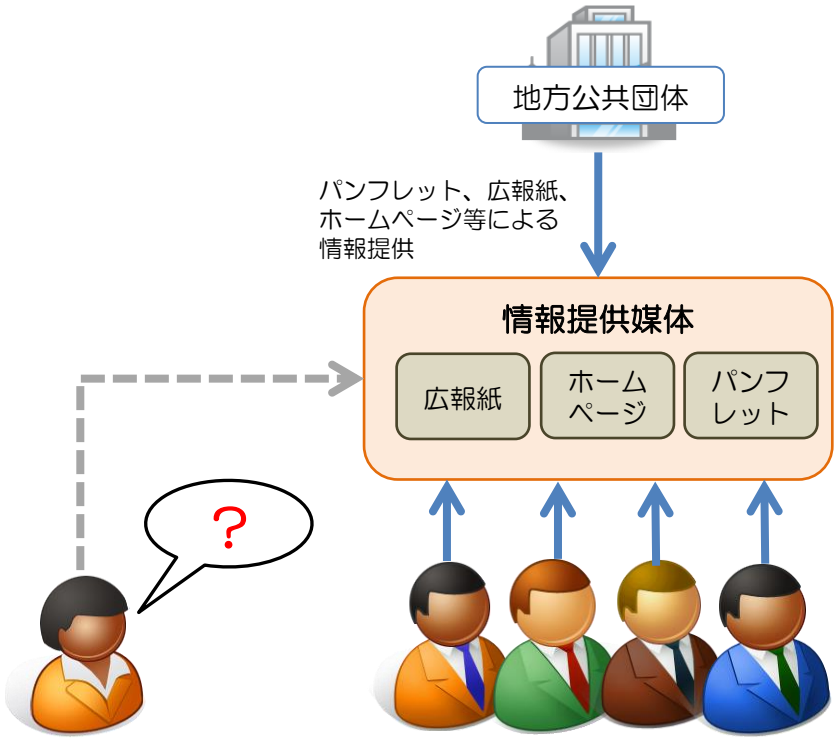

今後

地方公共団体は、利用できる支援サービスや助成等について対象者を予め抽出し、マイポータルのお知らせ情報表示機能を経由して直接本人にお知らせする。
本人又はその家族（代理人）は、サービス案内等を確認し、利用を希望する場合はワンストップサービス等を利用して申請等を行う。

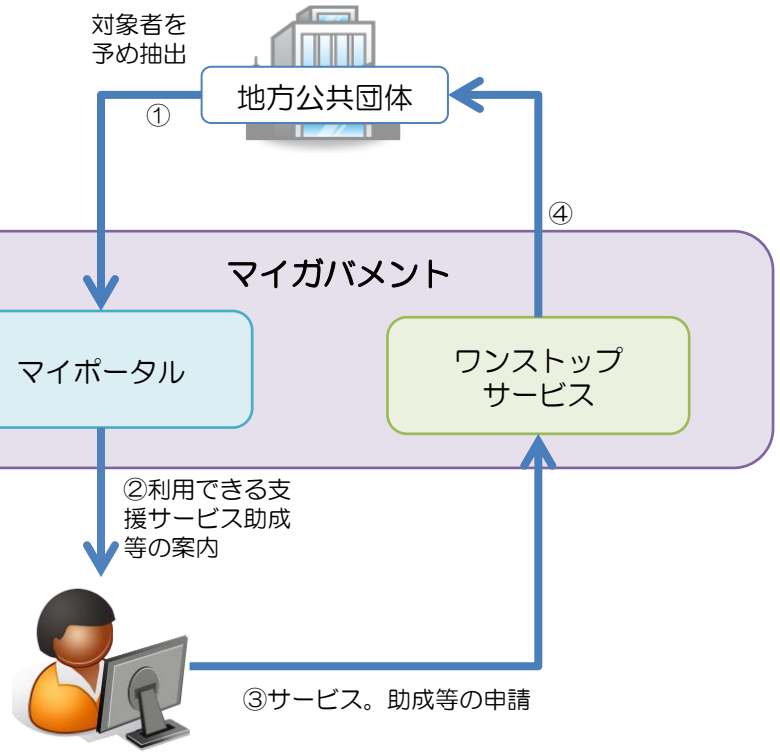

マイポータル／マイガバメントの構築 マイナンバー等分科会中間取りまとめより

利用者の特定個人情報等の閲覧を可能とする情報提供等記録開示システム（いわゆるマイポータル）を拡張し、暮らしに係る官民の利便性の高いオンラインサービスを、誰もが安全かつ手軽に利用できる「マイガバメント」を構築する（※名称については見直しを検討）。

提供する主なサービス

利用者の自己情報の閲覧

利用者の特定個人情報や医療・健康・介護等に係る自己情報を、マイポータルや公的個人認証を利用して、分かりやすく、タイムリーに、必要に応じ閲覧可能に

プッシュ型サービス

利用者に係る情報に基づき、その利益になる情報（政府広報等お知らせ、子育て等サービス情報、給付金等の資格通知、権利の得喪に係るアラート等）を提供

ワンストップサービス

引越しや死亡等のライフイベントの際に必要となる官民の様々な手続きを、オンラインで一括化

利便性の高いサービス利用に必要な基盤

電子的に完結するよう、必要な情報をデータで入手・利用する仕組み（マイポータル/電子私書箱）
（例：生命保険料控除証明書等をデータで受信し、そのままe-taxによる確定申告等に利用等）

シームレスな官民サービス利用を可能とする、本人確認に係る官民連携基盤
（例：民間ポータル上でのお知らせ確認、e-taxで確定申告→そのままオンライン銀行で納付等）

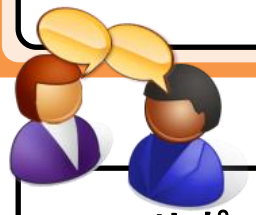

サポートを受けながらの利用や代理人による利用に係る環境整備

スマートフォンやCATV等、利用チャンネルや認証手段を拡大

成長戦略におけるマイナンバー制度の位置づけ

「「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-」及び「中短期工程表」（平成26年６月24日閣議決定）

４．世界最高水準のIT社会の実現

（３）新たに講ずべき具体的施策

③　マイナンバー制度の積極的活用等

2016年１月に予定されているマイナンバー制度の利用開始や、2017年１月を目途とされている**情報提供等記録開示システム（いわゆる「マイ・ポータル」）の整備に向けた取組を加速**する。

マイナンバー制度に合わせて導入される**個人番号カードについて、公的サービスや資格証明に係るカードとの一体化など、国民への普及に向けた取組みについて検討**を進め、個人番号カードの交付が開始される2016年１月までに方向性を明らかにする。

また、**金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券、自動車登録などの公共性の高い分野を中心に**、個人情報の保護に配慮しつつ、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、今年度中に**マイナンバーの利用範囲拡大の方向性を明らかにする**。

さらに、2016年から利用が開始される**法人番号について、行政機関等での利用を進める**とともに、**行政機関等が保有する自らの法人情報の検索・参照や各種電子手続を可能とする「法人ポータル」の運用を2017年1月から開始**する。

（略）

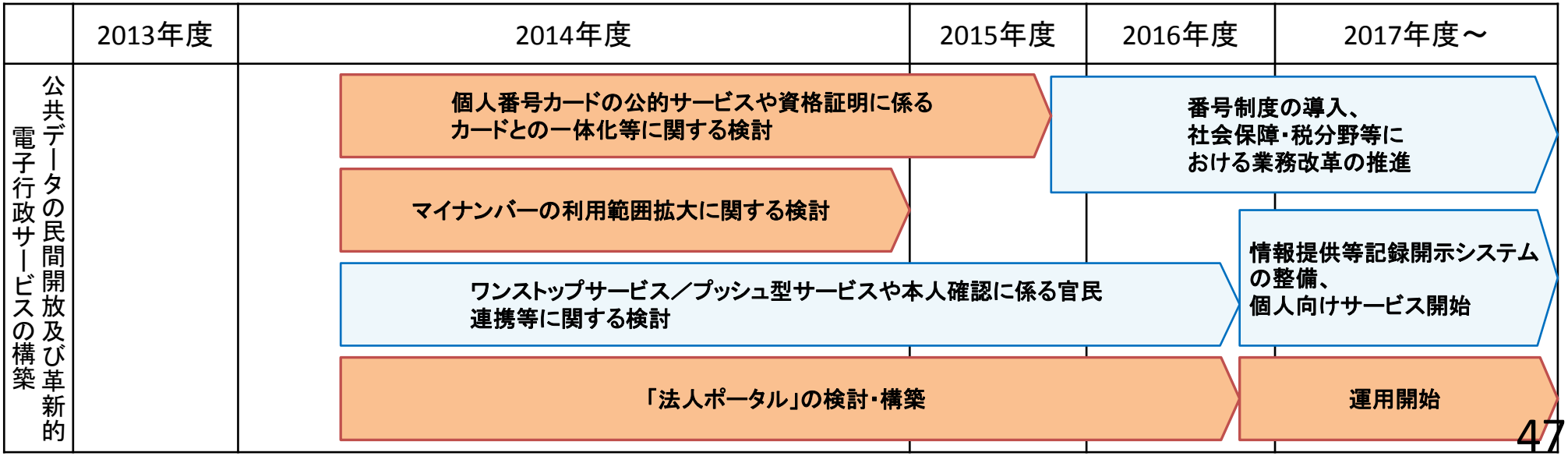

新IT総合戦略におけるマイナンバー制度の位置づけ

「(改訂)世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)

Ⅲ.目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1)利便性の高い電子行政サービスの提供

(略)

あわせて、クラウドの活用や番号制度の導入を見据え、業務改革を計画的に進め、利用者が望むワンストップサービスやモバイルを通じたカスタマイズ可能なサービスなど利便性の高いオンラインサービスを提供するとともに、効率的な行政運営を実現する。

政府の情報システムについては、個人番号カード等による本人認証を一括して行える認証プラットフォーム(仮称)の構築に向けて検討し、システム間のシームレスなアクセスを実現するほか、**情報提供等記録開示システムについては、スマートフォン、タブレット端末やCATV など、多様なチャネルで利用可能とするとともに、その機能を拡大し、プッシュ型・ワンストップサービスなど、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを、本人確認の連携等によりシームレスに利用し、電子的に完結させることを可能とする「マイガバメント(仮称)」を実現**する。

個人番号カードについては、そのIC チップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書等、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化/一元化、個人番号カードで利用できる**コンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大**、放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、**取得に係る負担の軽減等**により、広く普及を図る。

法人番号については、行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高めるとともに、法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル」を構築する。

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、**マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討**を進める。

(2)国・地方を通じた行政情報システムの改革

(略)

また、番号制度を導入する行政分野等について、制度導入のスケジュールに合わせて、行政サービスと業務改革及び情報システムの改革に関し、政府CIO の指導の下、関係機関が連携しつつ計画を策定し、これに沿って着実に取り組む。

また、自治体クラウドについても、番号制度導入までの今後4年間を集中取組期間と位置付け、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する。

自民党IT戦略特命委員会・マイナンバー利活用小委員会　緊急提言（平成26年7月3日）の概要

マイナンバー制度への期待と課題

期待

⇒マイナンバー制度は、社会保障制度や税制、IT社会の基盤となるもの。

・これまで実現が困難とされていた新たな制度設計が可能に。
・より正確な所得把握等を通じて、より公平な社会保障や税の執行を実現。
・行政機関での正確で効率的な情報管理に資する。
・国民が官民のオンラインサービスを安心、安全に利用し、メリットを実感できる社会を実現。

課題

⇒マイナンバー制度の導入、定着、そして発展に向けて、国民の期待は大きく、すでに多額の税金が投入されており、絶対に失敗は許されない。

・「個人番号カード」を広く国民に持ってもらうことが必要不可欠な大前提。
・仮に、個人番号カードを普及させる確実な手立てを講じられないのであれば、マイナンバー制度の施行は凍結すべき。

個人番号カードの普及策

交付方法の再考

多様な申請・交付の手段を市町村長が採りえるよう、柔軟に対応。

多くの国民が保有するカードとの機能一元化

健康保険証機能を個人番号カードに集約。自動車運転免許証も中長期課題として検討。

官民の各種カードの機能一元化

国や地方公共団体が発行するカードは順次個人番号カードに置き換え。民間事業者のICチップ空き領域利用解禁、社員証・学生証・診察券・キャッシュカード等に利用。

無料交付

当面は**国が全額費用負担し、無料交付。**民間事業者（スポンサー）による費用負担も中長期課題として検討。

健康保険証機能の個人番号カードへの集約化

○ **2016年1月以降、直ちに個人番号カードを健康保険証として利用**

○ 健康保険証機能の個人番号カードへの集約化により、**2018年度までに約8700万枚普及**（国民の約2/3が保有）
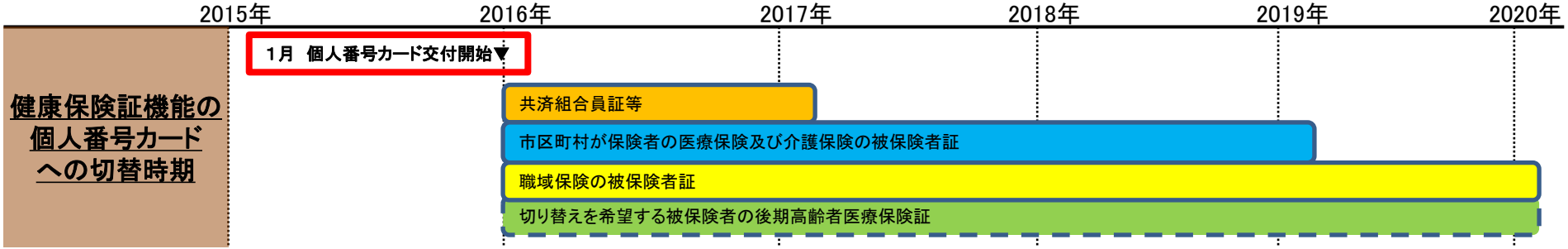
■ 現行のマイナンバー法で対応可能。個人番号カードの普及効果大。
■ 医療機関の窓口で被保険者番号の代わりにマイナンバーを利用
■ 健康保険証発行費用の縮減、顔写真の確認による成りすまし受診の防止が可能
■ 現行法で想定されているレセプトへのマイナンバー記載も容易
■ 大規模なシステム改修は不要
■ 個人番号カードの券面の空きスペースに保険者を識別するシールを貼るなどして、加入している保険の種類がわかるようにする必要